

国内モータースポーツ競技規則 一部改正

<新旧対照表>

※下線部：変更箇所

u003c/div>

改正内容	現行規則
<p>1-5 (略)</p> <p>1-6 日本国内の統轄権</p> <p><u>1) 日本自動車連盟 (以下本連盟と略称) は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。</u></p> <p><u>2) 本連盟は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。</u></p> <p>1-7 国内競技規則の制定および施行</p> <p>本連盟は、前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにF I A国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその細則 (以下「本規則」という。) を制定し、施行する。本規則は四輪車以上の自動車に参加し、日本国内で組織され、本連盟が公認する競技のすべてに適用される。</p> <p>本規則の制定、施行、改正、追補ならびに廃止に関する公示は、J A Fが監修するインターネットサイト (http://jaf-sports.jp/) において行われる。</p> <p><以下の条項についても、上記1-7と同様の改正を行なう。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2-1 概要 ・ 3-4 公式文書に記載されなければならない条文 ・ 4-1 5 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名 ・ 1 1-5 訓戒 (叱責) または罰金宣告 ・ 1 4-3 規則の変更 	<p>1-5 (略)</p> <p>1-6 日本国内の統轄権</p> <p>日本自動車連盟 (以下本連盟と略称) は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。</p> <p>1-7 国内競技規則の制定および施行</p> <p>本連盟は、前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにF I A国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその付則 (以下「本規則」という。) を制定し、施行する。本規則は四輪車以上の自動車に参加し、日本国内で組織され、本連盟が公認する競技のすべてに適用される。</p> <p>本規則の制定、施行、改正、追補ならびに廃止に関する公示は、J A Fが監修するインターネットサイト (http://jaf-sports.jp/) において行われる。</p>

1

<p>国内競技規則 <u>細則</u> 国内競技規則 <u>細則</u> 目次 <以降に掲載されている各規則、規定等についても、上記1-7と同様の改正を行なう。></p> <p style="text-align: right;">以下 (略)</p>	<p>国内競技規則 <u>付則</u> 国内競技規則 <u>付則</u> 目次</p> <p style="text-align: right;">以下 (略)</p>
--	--